委託業務特記仕様書

(委託業務の目的)

第1条 本仕様書は、徳島県県土整備部東部県土整備局吉野川庁舎が管理する一般国道・ 主要地方道・一般県道を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないことを目的 として実施するものである。

(土木工事共通仕様書)

第2条 本委託業務の施工に当たっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。

(業務実施時期等)

第3条 業務の実施時期については、次の期間を予定している。

道路除草

工種	種別		期		間	摘	要	
道路除草	夏期	6月	1 日	から	8月10日			

なお、河川管理者の実施する堤防除草との工程調整、雑草の繁茂状況及びイベントによる地元要望等により、上記期間以外に作業を指示する場合がある。

(施工管理等)

- 第4条 作業状況写真は、同一場所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。承諾実績日報で提出する場合は、作業状況写真とは別途、作業員人数、作業機械の数量が分かる写真も添付すること。
- 2 各回除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- 3 草木類の運搬時においてはシート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
- 4 各回除草完了時には、監督員の検査立会を受けること。

(業務内容)

- 第5条 道路維持業務は、主な業務内容を次のとおり実施するものである。
 - (1) 路面清掃·側溝清掃·桝清掃
 - (2)除草·樹木伐採
 - (3) 道路構造物修繕
 - (4) 本仕様書に定めのない事項は必要に応じて監督職員と協議して定めるものとする。
- ①清掃は、道路路面に溜まった土砂等による事故や排水溝の閉塞による冠水被害の防止な ど、安全・安心に道路が利用できるように行う。
- ②除草・樹木伐採は、車両が安全に走行するための空間の確保や通行車両からの見通しの 確保などの安全対策のために行う。
- ③除草は、以下の繁茂状況を目安として除草・樹木伐採を実施する。 建築限界内の通行の安全確保ができない場合・運転者から歩行者や交通安全施設等の視

認性が確保できない場合。

(出来高の算出)

- 第6条 道路維持業務における数量は、予定数量であるため、実施時においては、実績を 適切にかつ正確に算出し、監督員の確認を必要とする。
- 2 第4条(1)及び(2)、(3)は、出来高〈寸法〉管理を算出することを原則とする。 ただし、1日未満で完了するなど作業量を出来形〈寸法〉管理することが困難な場合は、 事前に監督員へ協議を行い、承諾があった場合は、承諾実績日報・写真(別紙-1、2、 3)により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。
- 3 実績は原則、作業完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除く14日以内に提出しなければならない。

(除草時の飛散防止)

- 第7条 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。
- ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
- ②飛散防止用ネット等の防護材を使用(推奨寸法:幅2.7m、高さ1.8m程度)
 - ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。

受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

(竹・草木類の搬出等)

- 第8条 竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け (再委託) する場合は下請業者に業許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第 1項一般廃棄物の収集運搬業の許可)が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協 議し承諾を得ること。
- 2 竹・草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先へ の搬出を行うこと。
- 3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引 受書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

(交通誘導警備員等)

第9条 交通誘導警備員の人数等変更が必要な場合は、事前に監督員と協議を行い、必要 と認めた場合は変更契約を行うこととする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第10条 本業務は、日最高気温が 30 ℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正 を行う試行工事等であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要 領(以下「試行要領」という。)」を適用する。 2 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議 を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30 ℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25 ℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に質する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

(現場環境改善費 (熱中症対策・防寒対策) の対象)

第11条 本業務は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事等である。 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費 (熱中症対策・防寒対策)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、 協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係る積算 要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係る積算要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

(資材価格高騰に対する特例措置)

- 第12条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。
- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変 更するものとする。

(事故報告)

第13条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するととも に、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を 提出しなければならない。

(受注者の責任)

第14条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

(使用機械)

第15条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

(履行する際の注意事項)

第16条 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

徳島県東部県土整備局<吉野川>道路担当宛

実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務内容	
現場責任者	

	作業員種別		合計実働時間	合計		備考
学			h		人	
			h		人	
			h		人	
労務実績			h		人	
奏績			h		人	
			h		人	
			h		人	
			h		人	
	合計		0.0 h	0.000	人	
	作業機械名	規格	合計実働時間	合計		備考
			h		日	
			h		日	
作			h		日	
業機			h		日	
作業機械実績			h		日	
表績			h		日	
			h		日	
			h		日	
			h		日	
	合計		0.00 h	0.000	日	
	名称	規格	数量	備考		
7						
その						
他材料						
料						

[・]実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

徳島県東部県土整備局<吉野川>道路担当 宛

実績日報

作業日	
作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備考
-		~	h	人			
		~	h	人			
		~	h	人			
労務実績		~	h	人			
実績		~	h	人			
195		~	h	人			
		~	h	人			
	小計		0.0 h	0.000 人			
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備考
		~	h	人			
		~	h	人			
作業		~	h	人			
作業機械実績		~	h	人			
械実		~	h	人			
績		~	h	人			
		~	h	人			
	小計		0.0 h	0.000 人			
	名称	規格等		数量	備考		
そ							
\mathcal{O}							
他材料							
料							
	小計						

 [・]実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実績 日報 写真

作業日:令和 年 月 日(__)

労務実績写真		
		撮影場所:
		撮影時刻:
集合写真		撮影作業員名:

作業機械実績 撮影場所: 撮影時刻: 操合写真

その他材料写真 最影場所: 撮影時刻: 撮影作業員名: